

学校いじめ防止基本方針

臼杵市立福良ヶ丘小学校

福良ヶ丘小いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめが原因と見られる自殺によって、子どもの尊い命が失われる事件が全国で後を絶たない。学校や家庭という、子どもたちにとって、本来安全・安心であるはずの場所で、こうした痛ましい事件が起こっているという現実には、子どもたちだけでなく、すべての大人たちにも、大きな課題を投げかけている。いじめ問題は、教育にとって喫緊の課題の一つであり、その解消に向けて、私たち教育関係者の取組が強く求められている。

いじめ問題の解決のためには、まず、各学校で直接子どもと接している一人一人の教職員が、「いじめは、どの子どもにも、どこの学校においても起こりえるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであること」を十分に認識しておく必要がある。担任一人に任せっきりになるのではなく、情報交換を密にし、早期発見と早期解決のため、学校をあげて的確に対応することが何より大切である。同時に、校長を中心とした学校総体としての取組を進め、家庭、地域、更に関係諸機関と連携しながら、迅速で組織的な対応をしなければならない。また、日ごろから私たち教職員が、子どもたちを『認め、ほめ、励まし、伸ばす』ことによって、子どもたちの自尊感情を高めていく教育活動を推進する必要がある。自分自身を大切にすることを育てることが、他者を思いやり、他者を大切にすることを醸成へとつながる。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、福良ヶ丘小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)では、以下のように定義づけられている。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

また、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、次のように補足されている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの容態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

(2) いじめの理解

○いじめを捉える視点

いじめは日常生活の延長上で生じ、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判定が難しいところに特徴がある。文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、いじめは、昭和60年以來「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が苦痛を感じているもの」としてきたが、その後、平成18年に「一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」と変更された。いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として見直すことで、児童がいじめを認知しやすいようにしたものと考えられる。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位—劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確についでいる。そのために、いじめられる児童は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。

○いじめの構造

いじめを理解する上でもう一つ重要な視点は、いじめが意識的かつ集行的に行われるということである。いじめられる児童は、他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれていく。そこには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。日本のいじめの多くが同じ学級の児童同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれる。

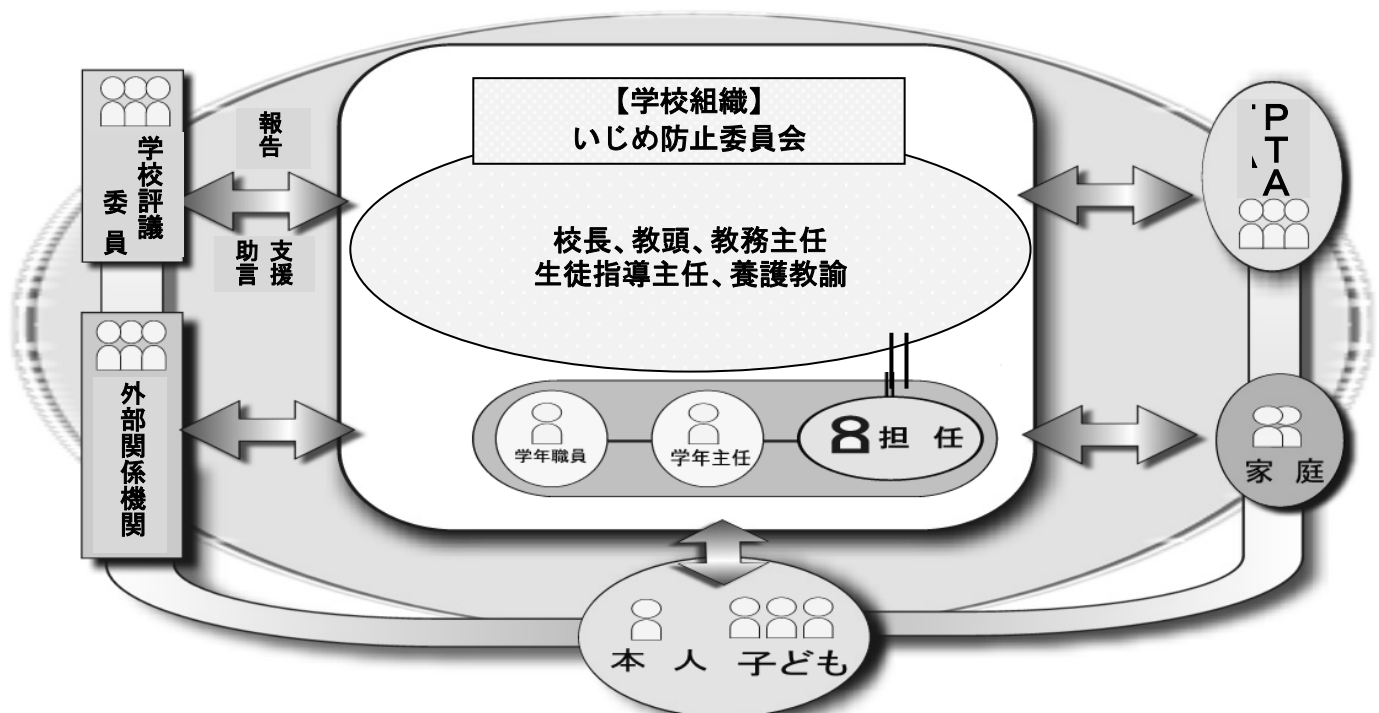
○いじめる心理

いじめの背景にあるいじめる側の心理を読み取ることも重要である。不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から児童の生活を見つめ直すことでいじめの未然防止にもつながる。

いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする)、②集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れたものに対して嫌悪感や排除意識が向けられる)、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

3 いじめ防止の基本的な方向と取り組み

(1) 指導体制・組織体制



【いじめ防止委員会の主な機能】

- ①学校のいじめ防止基本方針の作成と見直し
- ②年間指導計画の作成
- ③校内研修の企画・立案
- ④調査結果・報告等の情報の整理及び分析
- ⑤いじめが疑われる案件の事実確認及び判断
- ⑥効果的な対策の検討と全職員への周知及び共通理解
- ⑦配慮を必要とする児童への支援
- ⑧職員の役割分担と家庭・地域・関係機関との適切な連携

- 校長を中心として、学校、家庭、関係機関が相互に密接な連携を図り、一体となったいじめ対策を推進する。
- 年度当初の学校評議員会において、学校のいじめ防止基本方針を確認する。その後、必要に応じて、いじめの状況の報告を行うとともに、助言・支援を仰ぐ。
- 保護者・地域住民などから通報を受けたとき、その他児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無を確認し、その結果を臼杵市教育委員会に報告する。

(2)いじめ対応に関する受け止め

○いじめの早期発見と早期対応

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう日頃から丁寧に児童理解を進め、早期発見に努めることが大切である。そのためには表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要がある。また、アンケートや面接を通して児童の声が教員に届くように、相談したいという信頼関係を日常的に築いておきたいものである。いじめ発見のルートは、①本人の訴え、②教職員による発見(担任、養護教諭、事務職員など)、③他からの情報提供(児童、保護者、地域、関係機関など)に大別される。多面的な情報をつき合わせて全体像を把握し的確な対応を行うためには、協働的な生徒指導体制が機能していることが不可欠の前提となる。

○組織的対応の進め方

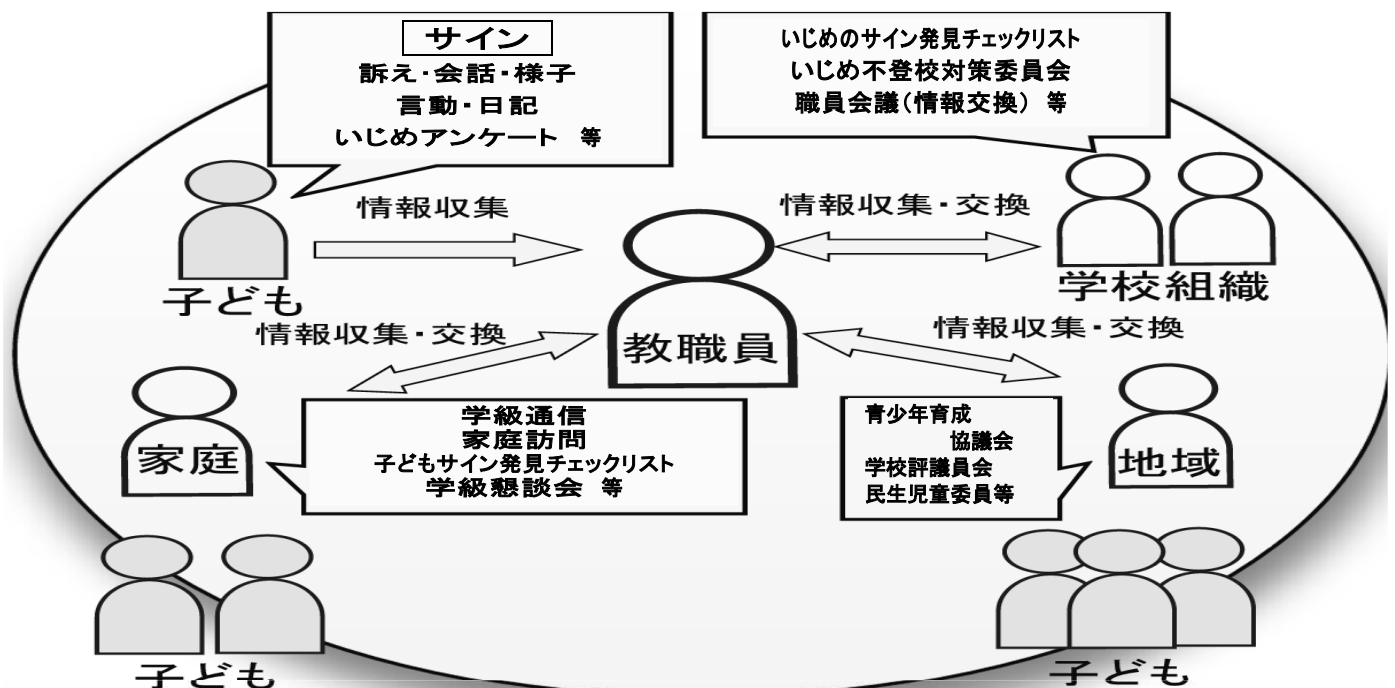
いじめを把握したら、関係者が話し合い、対応チーム(生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学年主任、担任などで構成)を組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し、迅速な対応を進める。いじめられている児童には、「絶対に守る」という学校の意味を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得ることも忘れてはならない。いじめの内容によっては、教育委員会や警察との連携協力を行うことも必要となる。加害者が特定できたら、個別に指導していじめの非に気づかせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害者本人と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行う。いじめが解決したと思われた後も学校が知らない所で陰湿ないじめが継続したという例も見られるので、卒業まで定期的に話し合う機会を持つなどの配慮も必要である。

○いじめ対策としての開発的・予防的生徒指導の充実

いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、生徒指導はもとより、特別活動などの体験活動を通じて、児童同士の結びつきを深め、社会性を育む教育活動を進める必要がある。今後、人権感覚を養うとともに、共同社会の一員であるという市民性意識と社会の形成者としての資質を育成するための開発的・予防的な生徒指導がますます求められているといえる。また、発達障がいがある児童が周囲の児童からいじめを受けることがある。そのため、障がいへの理解を進めるための指導や互いの違いを認め合う学級経営が必要となる。

4 いじめ防止の具体的措置

日常的な情報収集



(1) いじめの予防

①いじめを起こさない学校・学級づくり

◎教職員が子どもを一人の人間として尊重する態度を常に意識することを心がける。

【教職員の基本姿勢】

- 子どもたちのよさを、認め・ほめ・励まし・伸ばすことを基本とした学校・学級経営にあたる。
- 小さな問題行動であっても、これらの行為を見過ごすことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- 教職員が、子どもの一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

◎どのような学校・学級にいじめが起これにくいのか共有し、以下のような学校・学級づくりを目指す。

【いじめの起これにくい学校・学級】

子どもたちや学校・学級の姿

- 失敗しても認め合い励まし合う雰囲気がある。
- 子どもたちが規範意識を持ち、規律ある生活を送っている。
- 表情がにこやかで言葉遣いが適切である。明るくあいさつを交わす。
- 児童会・生徒会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- 教室や学校が清潔で、美しく整頓されている。
- 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。残さいが少ない。
- 地域の人や保護者が気軽に来校し、学校の活動に協力する。

教職員の姿

- 全教職員が、校長を中心として、生徒指導についての共通理解を持ち、共通実践が行われている。
- 教職員が、子どもたちの意見をきちんと受けとめて聞く。
- 教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接する。
- 自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを、教職員が強く自覚している。

②わかる授業づくり

いじめを許さない学級を作るためには子どもたち一人一人に日常起こる様々な人間関係から生じる問題に対して適切に対応できる思考力・判断力が不可欠になってくる。教職員が「分かる」授業を目指し、思考力や判断力の基礎となる確かな学力を身につけさせていかなければならない。

また、授業の中で違いを認め合ったり、学びを喜び合ったりする活動を通して、集団としてのつながりを深めていくことが大切である。そのためには、まず教職員自身が児童に寄り添い、共感的な存在となることを忘れてはならない。

- 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを推進する。
- TT指導や少人数指導を通して子どもたちの確かな学力を保障する。
- 発言や集団への関わりに消極的な児童もいるため、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるように配慮する。

③子どもの豊かな心と実践力の育成

- 道徳や特別活動等において「正義感や公正さを重んじる心」や「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性をはぐくみ、体験活動や日常生活との関連を図りながら、自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
- 児童会活動や集会活動など、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。
児童会が中心となって、子どもたち自身が主体的に学校からいじめをなくすようなテーマを考え、学級ごとに具体的な取り組みを考える。考えた内容については学級掲示し、日常生活での意識化を図る。

④いじめ問題に関する校内研修

夏季休業中を利用して、事例研究や参加体験型などの研修を取り入れ、教職員の人権感覚を高める。

- ◎事例研修→事例をもとに対応のあり方を探り、深める。
- ◎理論研修→生徒指導・カウンセリングの理論を学ぶ。
- ◎討論型研修→ブレインストーミングやディベート等により課題を絞り解決策を探る。
- ◎ロールプレイやアサーティブトレーニングとで技術や態度を育てる。

⑤家庭との連携

- ◎保護者会で学校としていじめに対して毅然とした態度をとっていくことを資料として提示し、家庭と連携しながらいじめ根絶に向けて取り組んでいくことを確認する。→資料作成
- ◎『子どものサイン発見チェックリスト』を活用して家庭での子どもの様子について把握してもらい、気になる状況が見られた場合には、学級担任が窓口になり相談に応じるようにする。

(2) 早期発見

チェックリストやいじめアンケートを最低学期に1度は実施し、早期発見に努める。また、組織的な情報の収集により、必要を感じた場合はその都度リストやアンケートを活用する。

【留意点】

①児童とのふれあいの場を多く持つ

個人相談を定期的実施したり、休み時間の行動場面をできる限り観察する。

②児童一人一人への洞察力を高める

仮に「プロレスごっこ」をしている児童を見た場合、いじめられっ子が深刻な苦しみを受けていることに気づかないこともありうる。単純に見過ごすことなく、この声にならない声を聴き取り、両者の力関係や日頃の行動などを分析して、その背景を的確に把握し、問題の深刻化を防ぐことが大切である。

③情報を組織的に収集する

対応する教師によって態度を変えたり、教師の目の届きにくい所で「いじめ」が行われることもあるので、常に教師間で情報を交換し合い、連携がはかられるよう、校内組織を整えておくことが大切である。

「いじめ」のサイン

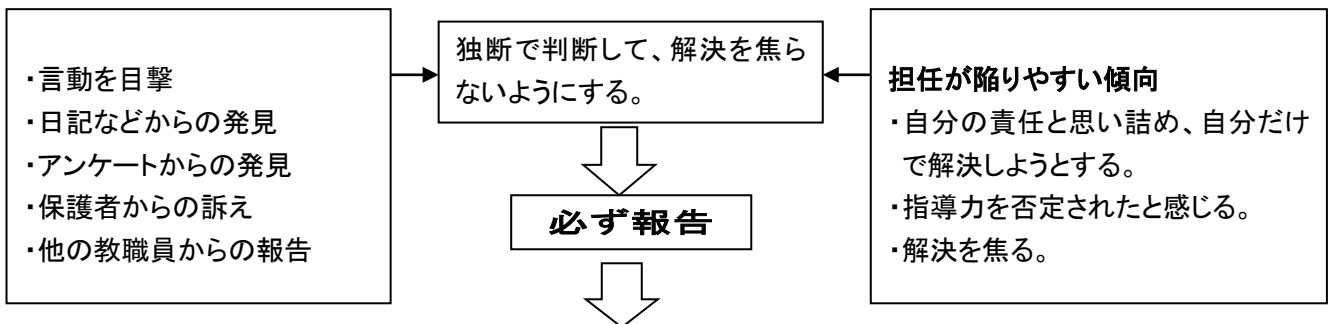
- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| ○生気がなく無口である。 | ○気持ちが沈み消極的である。 |
| ○悪口、嘲笑、からかいが集中する。 | ○集中力がない。 |
| ○褒めると冷やかしたり、シラけたりする。 | ○机、いすに落書きがある。 |
| ○不要物、刃物等を持ち歩く。 | ○あざや傷跡、目に充血がある。 |
| ○正しい意見でも支持されない。 | ○衣服が破れたり、汚れたりする。 |
| ○無届欠席、遅刻、早退が多い。 | ○職員室前をうろつく。 |
| ○リーダーを辞めたがる。 | ○教科書、ノートなどが散乱している。 |
| ○一人行動が多くなる。 | ○「バイキン」とか「〇〇菌」とかあだ名がつく。 |
| ○叱責や罵倒の中に「〇〇死ね」といわれたり書かれたりする。 | |

早期発見のための教師のチェックポイント

- 児童に話しかけられやすい雰囲気づくりに努めているか。(話しやすい態度、話しかけやすい機会と場、気がかりな児童とのふれあい)
- いじめを「よくあること」「ちょっとおかしい」ぐらいで見逃していないか。(いじめられている児童は気づいてくれない教師にもどかしさと不信感を抱く。)
- 日頃から児童との触れ合いに時間を多く取っているか。(清掃作業、個別やグループ活動、話し合い、面談、家庭訪問、日記、生活ノートなど)
- 児童の友人関係の実態を把握しているか。(各種調査・検査、教育相談、観察など)
- 家庭・地域との連携を密にしているか。

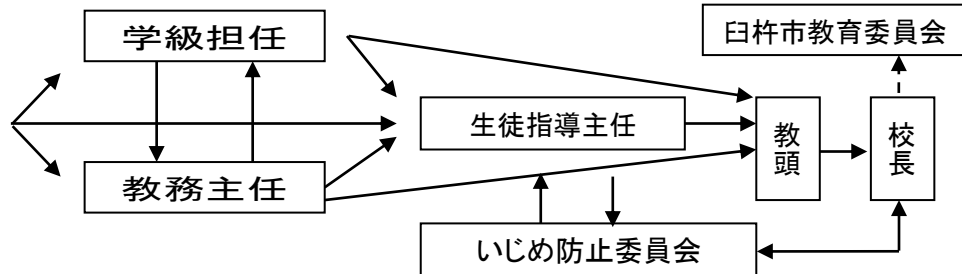
(3) いじめの対応

① いじめ情報のキャッチから対応までの流れ



【報告の流れ】

認知した教職員



※保護者・地域住民などから通報を受けた場合は、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無を確認し、その結果を臼杵市教育委員会に報告する。

② 対応方針の決定・役割分担

- 情報の整理 (いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴)
- 対応方針 (事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認)
- 役割分担 (被害者からの事情聴取と支援担当、加害者からの事情聴取と指導担当、周辺の子どもと全体への指導担当、保護者への対応担当・関係機関への対応担当)

③ 事実の究明と指導・支援

a. 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聞き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況を捉えている者)→加害者の順に行う。

【事情聴取の際の留意事項】

- いじめられている子どもや周囲の子どもからの事情聴取は、人目のつかないような場所や時間帯を配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所に配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないように、複数の教職員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を遵守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、事情を必ず保護者に対して家庭訪問を通じて直接説明をする。

【事情聴取の段階ではではないこと】

- △いじめられている子どもと、いじている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- △注意、叱責、説教だけで終わらせること。
- △ただ謝ることだけで終わらせること。
- △当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

b. いじめの被害者、加害者、周囲の子どもへの指導・支援

	被害者	加害者	周囲の子ども
基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの見方になる。 ・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。 ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。 ・いじめの問題に、教職員が子どもとともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心に、子どもが話しやすい教職員が対応する。 ・いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。 <p>(カウンセリングマインド)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対応する教職員は中立の立場で事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指導・支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校はいじめている側を絶対に許さないことや、今後の指導のしかたについて伝える。 ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どもの良さや優れているところを認め励ます。 ・いじめている側の子どもとの今後のつきあい方など、行動の仕方を具体的に指導する。 ・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ること、いつでも相談に応じることを伝える。 <p>△「君にも原因がある」「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。 ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等は許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。 ・不平や不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。 ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。 ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。 ・いじめの発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。 ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経過観察等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるよう、授業・学級活動等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。 ・授業や学級活動を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向へ向けていく。

④ 保護者及び関係機関との連携

a. 保護者との連携

	被害者の保護者	加害者の保護者
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。 ・学校として子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。 ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から子どもの様子等について情報提供を受ける。 ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡は避けることを依頼する。 ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事情聴取後、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の再確認をする。 ・相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。 ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。 ・誰もがいじめられる側にもいじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。 ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針教職員の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

好ましくない対応	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにいじめはない」などと言う。→事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。 ・「お子さんに問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。 ・電話で簡単に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者を非難する。 ・これまでの子育てについて批判する。
----------	--	--

【保護者との日常的な連携】
 ○年度当初から、学級通信や保護者会などでいじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
 ○いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側・いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方策等を明らかにしておく。

b. 関係機関との連携

- 臼杵市教育委員会や教育事務所の指導を受けながら、必要に応じて、児童相談所、病院、警察などの関係機関と連携を図る。
- 民生児童委員、スクールカウンセラー等による相談が、適切に行えるよう連絡・調整を図る。

5 ネットいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを行うもの。

【トラブルの事例】

ネット上のいじめ	特殊性による危険
<ul style="list-style-type: none"> ○メールでのいじめ ○ブログでのいじめ ○チェーンメールでのいじめ ○学校非公式サイトでのいじめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○匿名性により、自分だとはわからなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
<ul style="list-style-type: none"> ○SNS から生じたいじめ <p>A 君が友だち数人に限定したサイト(SNS)だからと安心して B 君の悪口を書き込みました。それを C 君がコピーして他の掲示板に書き込み、B 君の知るところとなりました。その後、同掲示板に A 君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。 ○スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
<ul style="list-style-type: none"> ○動画共有サイトでのいじめ <p>A 君はクラスの数人からプロレス技をかけられていました。その様子は携帯電話でも撮影されていました。そして過激な映像が目されている動画共有サイトに投稿されました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数のものに流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

※ブログ・・・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新される Web サイト。

※SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制 Web サイト。

(2) 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力する。

① 情報モラルの指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者を傷つけるだけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと

【子どもたちの心理】

匿名で書き込みができるなら…
自分だと分からなければ…
誰にも気づかれず、見られていないから…
あの子がやっているなら…
動画共有サイトで目立ちたい…

② 保護者会等で伝えること

〈未然防止の観点から〉

- 子どもたちのパソコンや携帯電話・ゲームを第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルール作りを行うこと。特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォンやタブレット等、特有のトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

〈早期発見の観点から〉

- 家庭ではメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

(3) 早期発見・早期対応のために

① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども・保護者に助言し、協力

② 書き込みや画像の排除に向け

被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談し、書き込みの削除を行うとともに、子どもたちに対して、ネットいじめの理不尽さについて指導する。

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- チェーンメールについては、架空のものであり、転送しないことで不幸になったり危害を加えられたりするものではないこと。また、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。

6 重大事態への対応

本項でいう重大事態とは、「いじめ防止対策推進法」には、以下のように規定されている。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

また、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、次のように補足している。

(重大事態の意味について)

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

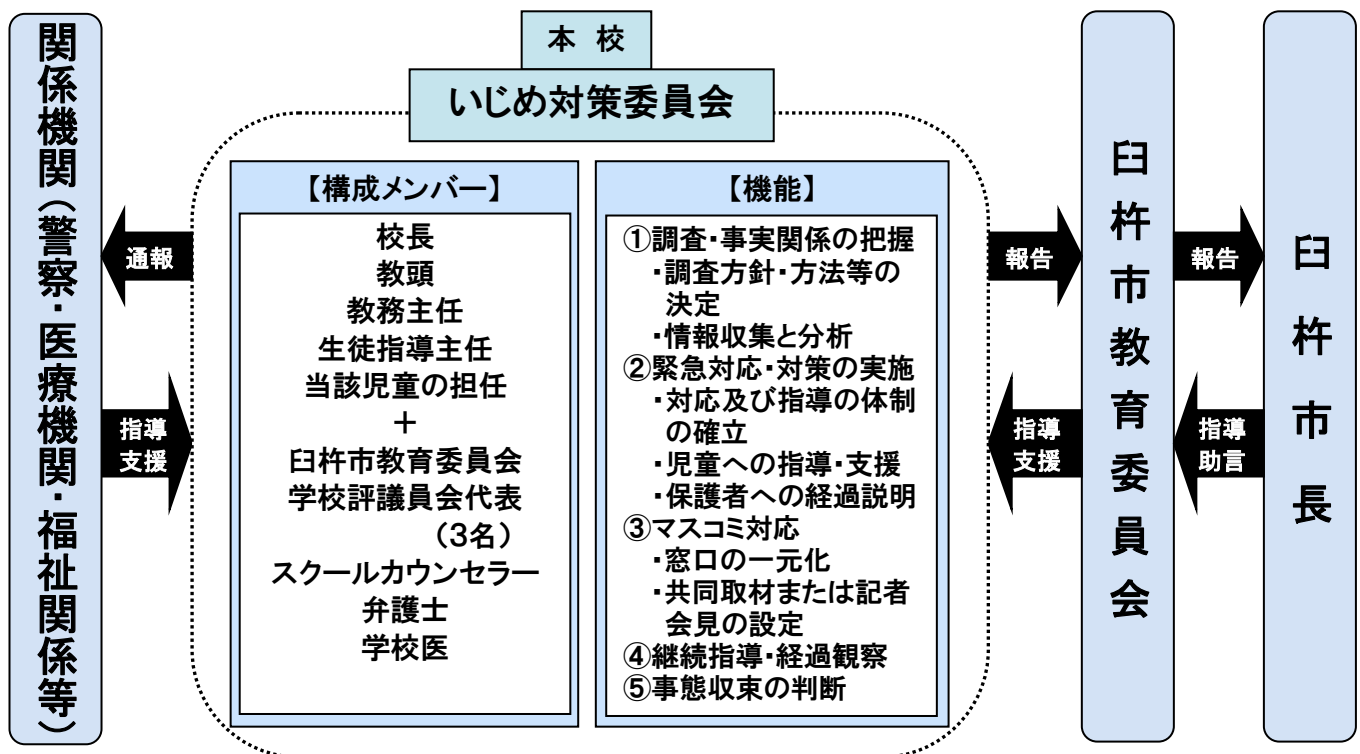
- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

◎重大事態が発生場合は、以下の流れで迅速かつ適切な対応をとる。



◎ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。

◎ 報道機関等の取材がある場合は、臼杵市教育委員会の指導を受けながら、管理職を中心に窓口を一元化して、「いじめ対策委員会」等で確認した事実に基づき、誠実・迅速・正確・公平な姿勢で対応する。

(小学生、低学年用)

學年 (年) (男 ・ 女)
小学校いじめアンケート

つぎの1～9までのしつもんについて、あてはまるきごとに○をつけてください。
「そのほか」をえらんだときは、()の中にかたじけなく書いてください。

- 1 11月から12月の間に、いじめられたことがありますか。
ア ある イ ない

※ 「ア ある」に○をつけた人は、2へすすんでください。
「イ ない」に○をつけた人は、7へすすんでください。

- 2 だれからいじめられましたか。あてはまるものに、すべて○をつけてください。
ア おなじ學年の人 イ 學年が上の人
ウ スポーツやじゅくなどの習いごとをいっしょにしている人
エ ほかの学校の先生 オ いえのちかくの先生
カ そのほかの人 ()

- 3 どんないじめをうけましたか。あてはまるものに、すべて○をつけてください。
ア ひやかされたり、からかわれたり、こわいいかたをされたりした
イ なかまはずれにされたり、むしされたりした
ウ かるくたたかれたり、けられたりした
エ ひどくなぐられたり、けられたりした
オ お金やものをとられた
カ 自分のものをかきさらされたり、こわされたり、すてられたりした
キ いやなことやはずかしいこと、しかられたりするようなことをむりやりさせられた
ク パソコンやけいたい電話をつかって、いやなことをされた。
ケ そのほか ()

- 4 いじめられたことをだれにはなしましたか。あてはまるものには、すべて○をつけてください。
ア たんにんの先生 イ ほかの先生
ウ ほけんしつの先生 エ スクールカウンセラーなどの先生
オ 学校ではないところの先生 カ いえの先生
キ ともだちや學年が上の人 ク そのほか ()
ケ はなしていない

- 5 (ケに○をした人)にはなしていない「わけ」はなんですか。あてはまるものには、すべて○をつけてください。
ア ほかに人にはなすとよけいにいじめられるから
イ ほかに人にはなしてもわかってくれないから
ウ 自分のよわいところを見せたくないから
エ かぞくにいうとかなしむから
オ そのほか ()

- 6 いまもいじめはつづいていますか。
ア つづいている イ つづいていない

(小学生、中・高学年用)

學年 (年) (男 ・ 女)

小学校いじめアンケート

つぎの1～9までの質問について、あてはまる記号に○をつけてください。
「その他」をえらんだ場合には、()の中にかたじけなく文を書き込んでください。

- 1 11月から12月の間に、いじめられたことがありますか。
ア ある イ ない

※ 「ア ある」に○をつけた人は、2へすすんでください。
「イ ない」に○をつけた人は、7へすすんでください。

- 2 だれからいじめられましたか。当てはまるものに、すべて○をつけてください。
ア 同級生 イ 正級生(学年が上の人)
ウ スポーツやじゅくなどの習いごとをいっしょにしている人
エ 他の学校の先生 オ 地域の先生
カ その他の人 ()

- 3 どんないじめをうけましたか。当てはまるものに、すべて○をつけてください。
ア 冷やかされたり、おどされたり、からかわれたりした
イ 仲間はずれにされたり、むしされたりした
ウ 軽くたたかれたり、けられたりした
エ ひどくなぐられたり、けられたりした
オ お金やものをとられた
カ 自分のものをかきさらされたり、こわされたり、すてられたりした
キ いやなことやはずかしいこと、しかられたりするようなことをむりやりさせられた
ク パソコンやけいたい電話を使って、いやなことをされた。
ケ その他 ()

- 4 いじめられたことをだれに相談しましたか。当てはまるものには、すべて○をつけてください。
ア たんにんの先生 イ ほかの先生
ウ 保健室の先生 エ スクールカウンセラーや相談員の先生
オ 学校以外の相談できるところ カ 家族
キ 友だちや先ばい ク その他 ()
ケ 相談していない

- 5 (ケに○をした人)に相談していない理由はなんですか。当てはまるものには、すべて○をつけてください。
ア 他の人に相談するとよけいにいじめられるから
イ 他の人に相談してもわかってくれないから
ウ 自分のよわいところを見せたくないから
エ 家族に言うとかなしむから
オ その他 ()

- 6 今もいじめはつづいていますか。
ア つづいている イ つづいていない

(小学生、低学年用)

- 7 あなたは、だれかがいじめられているのを見たりきいたりしたことがありますか。
ア ある イ ない

※ 「ア ある」に○をつけた人は、8へすすんでください。
「イ ない」に○をつけた人は、9へすすんでください。

- 8 あなたは、いじめを見たりきいたりしたとき、どうしましたか。
あてはまるものに、すべて○をつけてください。
ア いじめている人にちゅういしたり、やめさせたりした
イ いじめられている人のはなしをきいたりげましたりした
ウ 発聲にはなした
エ ともだちや學年がうえの人にはなした
オ 自分のかぞくにはなした
カ いじめられている人のかぞくにはなした
キ スクールカウンセラーなどの発聲にはなした
ク なにもしなかった(できなかった)
ケ そのほか ()

- 9 あなたは、いじめをなくすためには、どうしたらよいと思いますか。
あなたのかんがえをおしえてください。

Blank box for writing answers to question 9.

◆これでおわりです

(小学生、中・高学年用)

- 7 あなたは、だれかがいじめられているのを見たり聞いたりしたことがありますか。
ア ある イ ない

※ 「ア ある」に○をつけた人は、8へすすんでください。
「イ ない」に○をつけた人は、9へすすんでください。

- 8 あなたは、いじめを見たりきいたりしたとき、どうしましたか。
あてはまるものに、すべて○をつけてください。
ア いじめている人に注意したり、やめさせたりした
イ いじめられている人の話を聞いたりげましたりした
ウ 先生に相談した
エ 友だちや先ばいなどに相談した
オ 自分の家族に相談した
カ いじめられている人の家族に相談した
キ スクールカウンセラーや相談員の先生に相談した
ク なにもしなかった(できなかった)
ケ その他 ()

- 9 あなたは、いじめをなくすためには、どうしたらよいと思いますか。
あなたのかんがえを教えてください。

Blank box for writing answers to question 9.

◆これでおわりです

いじめのサイン発見チェックリスト(教職員用)

月 日～ 月 日 記入者名()

場面	チェック項目	該当子ども名
登校時	1. 登校時間が遅れがちである。	
	2. 表情が暗く、あいさつの声が小さい。	
	3. 服装が汚れたり破れたりしている。	
健康観察	4. 欠席が続いている。	
	5. 腹痛や頭痛が続いている。	
	6. 話しかけても目を合わせようとしない。	
授業中	7. おどおどした様子が見られる。	
	8. 発表を笑われたり、からかわれたりしている。	
	9. 班やグループを作る時に孤立している。	
	10. 提出物や学習用具を忘れて忘れる。	
	11. 教科書やノートに落書きが多く見られる。	
休み時間	12. 遊んでいる時にも笑顔が少なく、表情が暗い。	
	13. 呼び捨てやあだ名で呼ばれることが多い。	
	14. 職員室や保健室に出入りすることが多い。	
	15. 一人で遊んでいることが多い。	
給食掃除	16. 給食配膳時に避けられる様子が見られる。	
	17. 給食の食べ残しが多い。	
	18. 周囲の友だちと会話が弾まない。	
	19. 準備や片付け、仕事を押しつけられている。	
下校	20. 下校時刻になっても学校に残ろうとする。	
	21. 一人で帰ることが多い。	
その他	22. 作品掲示物や机に落書きや破損が見られる。	
	23. 上履きなど物がなくなることがある。	
	24. 欠席の日にプリント類を届ける友だちが少ない。	
	25. 日記で嫌だったことなどをよく書いてくる。	
	26. 急激な成績や学習意欲の低下が見られる。	

これまでの反省と今後の方針

教職員の振り返りチェックリスト

月 日～ 月 日 記入者名()

場面	チェック項目	評価
あいさつ 健康観察	1. どの子にも同じように明るいあいさつをしていますか。	
	2. あいさつする子どもの声の調子や表情の変化に注意していますか。	
	3. 不調を訴える子どもの言葉をきちんと受け止めていますか。	
授業中	4. 乱暴な言葉遣いをしていませんか。	
	5. どの子にも発表の機会を与えていますか。	
	6. 子どもが不快に思うような冗談や皮肉を言っていませんか。	
	7. 子どもの発言や意見を、まず受け止めて対応していますか。	
	8. できる子、できない子と先入観をもって接していませんか。	
	9. 感情的に叱っていませんか。	
	10. 一人の子どもを大勢の前で叱っていませんか。	
	11. 間違いや失敗を嘲笑する子どもを見逃していませんか。	
休み 時間	12. みんなに同じ言葉遣いで接していますか。	
	13. 子どもの訴えにすぐ対応していますか。	
	14. 一人一人の子どもを認める言葉を選んで話していますか。	
	15. いつも同じ子どもと遊んだり話したりしていませんか。	
	16. 子ども同士のトラブルを見て見ぬふりはしていませんか。	
給食	17. 好き嫌い等に対する正しい指導を心がけていますか。	
	18. 子どもたちと会話を楽しみながら食事をしていますか。	
掃除	19. 子どもたちの仕事が均等になるように配慮していますか。	
	20. 他のクラスの子どものにも同様に指導をしていますか。	
基本 姿勢	21. 子どもたちを認め、ほめ、励まし、伸ばしていますか。	
	22. 悪いことはきちんと注意していますか。	
	23. 子どもたちの表情や態度の変化を注意深く見えていますか。	
	24. 積極的に子どもたちと対話をしていますか。	
	25. 役割や仕事を公平に分担できるような指導ができていますか。	
	26. 真面目に頑張る子どもが生き生きと活動できる教室ですか。	
	27. いじめは絶対に許さないという強い姿勢を持っていますか。	
	28. 教室は潤いのある学習環境になっていますか。	
その他	29. 地域や保護者からの情報を受け入れていますか。	
	30. 気軽に相談し合える同僚や先輩はいますか。	

()月いじめのサイン発見チェックリスト

年 組 名前 ()

以下の項目を参考に、子どもの様子を観察してみてください。当てはまる項目があり、それが度重なるようでしたら、担任にご相談ください。

チェック項目	○×
1. 表情が暗くなり、言葉が少なくなった。	
2. 学校のことをあまり話さなくなった。	
3. 朝から体の不調を訴え、登校をしづむようになった。	
4. 感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり八つ当たりしたりするようになった。	
5. 擦り傷やあざ等を隠すようになった(風呂に入ることや裸になることを嫌がる、自分でけがをしたという)。	
6. 家族と過ごすことを避け、部屋に一人でいることが多くなった。	
7. 友だちからの電話に暗い表情が見られるようになった。	
8. 学用品をなくしたり、壊すことが増えた。	
9. 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりするようになった。	
10. 衣類が破れていたり、汚れていたりすることが増えた。	
11. 食欲がなくなった。	
12. 言葉遣いが乱暴になった。	
13. 家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった。	
14. 不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。	
15. 友だちからの電話で急に外出することが増えた。	
16. 投げやりで集中力が続かないようになった。	
17. 「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。	
18. 友だちへの口調が命令口調になっている。	
19. 家で買い与えた物ではない物を持っている。	
20. 家で与えた以上のお金を持っている。	

上記以外で、お子様の様子が気になることがありましたらお書きください。

(2) いじめ防止年間計画

月	活動内容	ポイント
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止委員会の編成・いじめ防止基本方針に対する共通理解 ○学年間の情報交換 指導記録の引き継ぎ ○学級開き・人間関係作り・学級のルール作り【学級活動】 ○いじめ防止基本方針についての保護者への説明と啓発【学年始PTA】 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・学級のいじめに対する姿勢の明確化 ・いじめの被害者加害者の関係の引き継ぎ
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員いじめ発見チェックリスト・振り返りチェックリスト、保護者子どものサイン発見チェックリストの活用 ○「ふわふわ言葉」の取り組み【人権平和集会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活からのいじめの現状把握と解決に向けての児童会・学級会の取組
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回児童いじめアンケート・個人面談・アンケート集約→県教委報告 ○いじめ防止委員会→情報と対策の共有【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの実態の把握と解決に向けての取り組み
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権授業(授業参観日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権意識の高揚
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策に関する職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに対する対応技術の習得
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み明けの児童観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの変化の確認
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員いじめ発見チェックリスト・振り返りチェックリスト、保護者子どものサイン発見チェックリストの活用 ○いじめ防止委員会→情報と対策の共有【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活からのいじめの現状把握と解決に向けての取り組み
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回児童いじめアンケート・個人面談・アンケート集約→県教委報告 ○いじめ防止委員会→情報と対策の共有【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの実態の把握と解決に向けての取り組み
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権授業(授業参観日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権意識の高揚
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○冬休み明けの児童観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの変化の確認
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回児童いじめアンケート・個人面談・アンケート集約 ○いじめ防止委員会→情報と対策の共有【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの現状把握と解決に向けての取り組み ・振り返りによるいじめを許さない風土の醸成
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員いじめ発見チェックリスト・振り返りチェックリスト、保護者子どものサイン発見チェックリストの活用 ○上学年への引き継ぎ情報の作成 ○いじめ対策の見直し・次年度方針の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの日常生活からのいじめの現状把握 ・いじめに関する情報の引き継ぎといじめ対策の点検

※ブレインストーミング

集団(小グループ)によるアイデア発想法の一つで、会議の参加メンバー各自が自由奔放にアイデアを出し合い、互いの発想の異質さを利用して、連想を行うことによってさらに多数のアイデアを生み出す集団思考法・発想法のこと。ブレインストーミングを行う際には次のようなルールがあります。

- ①批判は行わない。
- ②奔放なアイデアを歓迎する。
- ③アイデアの量を求める。
- ④他人のアイデアを修正、改善、発展、統合する。

※ディベート

ある公的な主題について異なる立場に分かれ議論すること。この定義からディベートは以下の2つの要素を持つ議論である。

- ①公的な主題: 公的な主題について行われる。
- ②意見の対立: 異なる立場に別れて行われる。

※ロールプレイ

学習の内容に応じた場面を設定し、その中で参加者が役割(話し手や聞き手、登場人物、観察者等)を分担して演技をすることにより、学習の目的に迫る手法。現実の問題を模擬的に演じることにより、自分の心を感情のままに自由に表現することができ、人間関係の改善などに迫ることができる。

「ロール」は役割、「プレイ」は演技の意味。人権に関する学習では、実際に経験したことのない場合でも、差別やいじめ等の場面を設定して実施することにより、他者の立場になって考えたり、感じたりすることができ、共感的な理解を図ることができる。

※アサーティブトレーニング

日常生活の場面設定の中で行う、コミュニケーションの在り方についてのトレーニング。アサーティブネス(非攻撃的の自己主張—相手を傷つけずに自己主張をするという考え方や方法)を修得することを目的に行う。「受け身的スタイル」、「攻撃的スタイル」のどちらでもない「自分も相手もともに大切にしようという、相手尊重のコミュニケーションのスタイル」を学ぶことができる。

子どもに自信をもたせる「とっておきの言葉」

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- 「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
- 「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」
- 「あなたの気持ち、先生にも分かるよ。」
- 「わたしも苦手でしたよ。でも、あきらめないでいっしょに努力していきましょう。」
- 「そういう考え方もあるね、よく考えたね。」
- 「ここがいいね、これがいいね。」

①児童いじめアンケートの実施→P9

アンケート実施
(第1週)

○6月・11月・2月の計3回実施する。

個人面談・入力
(第2週)

○アンケート結果により、いじめられているという意識を持っている子どもについては、個人面談を実施する。

○個人面談を実施した後、アンケート結果をシートに入力する。

対策委員会
(第3週)

○いじめ防止委員会にアンケート結果を持ち寄り、対応について話し合う。

職員会議
(第4週)

○アンケート結果及び現状について職員会議で意見交換を行う。

②情報収集のためのチェックリストの活用

日常的に子どもの状況やサインを把握したり、教職員の姿勢を見直したりするために定期的にチェックリストを活用する。また、保護者にも家庭での子どもの様子について点検をしてもらい、いじめの早期発見に心がける。

◎いじめの発見チェックリスト(担任が子どもたちの行動面を観察する)の活用→P10

○5月・10月・3月の計3回実施する。

○子どもの小さな変化を見落とさず記録していく。できるだけ頻繁に観察の記録を重ねていくようにする。

○1日の学校生活の中で、学級にいじめられている子どもがいないかチェックする。

◎教職員の振り返りチェックリスト(子どもへの接し方を振り返る)の活用→P11

○5月・10月・3月の計3回実施する。

○教職員自身の言動が一人一人を大切にしているか、自己点検する。

○子どもに一人の人間として接しているか謙虚に振り返り、人権尊重の精神に立つ生徒指導を推進する。

◎子どものサイン発見チェックリスト(保護者からの情報を得る)の活用→P12

○5月・10月・3月の計3回実施する。

○学校では見えない家庭での変化や気になることを知らせてもらう。

○記入されたことに対して秘密を守る、気になる事象がある場合はすぐに相談に応じる、書いたことにより不利益な扱いを受けることがないなど、保護者に安心感を与えるようにする。

○適切な対応を進めるためにも、記録を残すようにする。